

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 1 月 22 日（火）第3487号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 1  
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (4件) (商工政策課取扱い) 2  
公 安 委 員 会 告 示  
○遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成31年1月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス隼人店  
霧島市隼人町内1357番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 大規模小売店舗を設置する者  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方宏司  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
その他未定
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年 9 月 12 日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,975平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
第1駐車場 北側敷地内 49台  
第2駐車場 南側敷地内 23台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
北側敷地東側 22台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設 1 A棟北側 50平方メートル  
荷さばき施設 2 A棟東側 40平方メートル  
荷さばき施設 3 B棟南側 28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設 1 A棟内北側 11立方メートル  
廃棄物等保管施設 2 A棟北側 9立方メートル  
廃棄物等保管施設 3 B棟内西側 2立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 開店時刻 午前9時  
イ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
第1駐車場 2箇所 北側敷地東側及び南側  
第2駐車場 2箇所 南側敷地東側及び北側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設 1 24時間  
荷さばき施設 2 24時間  
荷さばき施設 3 午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成31年 1 月 11日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス川内平佐店  
薩摩川内市平佐町2073番1 外12筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ア 変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
イ 変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前10時  
イ 変更後 午前9時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで

イ 変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時から午後 10 時まで

イ 変更後 午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

(1) 2 の(1) 平成29年 8 月 25 日

(2) 2 の(2), (3)及び(4) 平成31年 1 月 10 日

4 届出年月日

平成31年 1 月 9 日

.....

#### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス枕崎店

枕崎市寿町1番 外11筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前10時

イ 変更後 午前9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで

イ 変更後 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前 9 時から午後 10 時まで

イ 変更後 午前 6 時から午後 10 時まで

3 変更年月日

平成31年 1 月 10 日

4 届出年月日

平成31年 1 月 9 日

.....

#### 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年 1 月 22 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス宮之城店  
薩摩郡さつま町時吉字囿田239番1 外5筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
    - イ 変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
    - ア 変更前 午前10時
    - イ 変更後 午前9時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前 午前9時30分から午後10時まで
    - イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - ア 変更前 午前9時から午後10時まで
    - イ 変更後 24時間
- 3 変更年月日
  - (1) 2の(1) 平成29年8月25日
  - (2) 2の(2), (3)及び(4) 平成31年1月10日
- 4 届出年月日  
平成31年1月9日

## 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成31年1月22日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成31年1月22日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成31年1月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス鹿屋共栄店  
鹿屋市共栄町150番地 外6筆
- 2 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 大規模小売店舗を設置する者
      - (ア) 変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
      - (イ) 変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者
      - (ア) 変更前 株式会社コスモス薬品 代表取締役社長 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (イ) 変更後 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 変更前 午前10時  
イ 変更後 午前9時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
ア 変更前 午前9時30分から午後10時まで  
イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
ア 変更前 午前9時から午後10時まで  
イ 変更後 24時間
- 3 変更年月日  
(1) 2の(1) 平成29年 8 月 25 日  
(2) 2の(2), (3)及び(4) 平成31年 1 月 10 日
- 4 届出年月日  
平成31年 1 月 9 日

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 1 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P V王 MC	株式会社ソフィア	8P1018
ぱちんこ遊技機	P R e w r i t e F A	株式会社ソフィア	8P1056
ぱちんこ遊技機	P R e w r i t e F B	株式会社ソフィア	8P1105
ぱちんこ遊技機	P 沼～圧倒的三段クルーン～Z	株式会社高尾	8P0972
ぱちんこ遊技機	P デジハネあしたのジョーCA	サミー株式会社	8P0958
ぱちんこ遊技機	P デジハネあしたのジョーSA	サミー株式会社	8P0247
ぱちんこ遊技機	P エヴァンゲリオン～超覚醒～M	株式会社ビスティ	8P1074
ぱちんこ遊技機	P 咲-S a k i -阿知賀編MCD	株式会社三洋物産	8P0866
ぱちんこ遊技機	P スーパー海物語 I N ジャパン 2 M T R	株式会社三洋物産	8P1042
回胴式遊技機	S マイフラワーKT-30	株式会社北電子	8S0852
回胴式遊技機	S 猛獣王 王者の咆哮 ZZ	サミー株式会社	8S1172
回胴式遊技機	S エヴァンゲリオンAT777F	株式会社ビスティ	8S1123